

第13回  
西宮市子ども・子育て会議

【資料集】

資料1

資料2

資料3

資料4

資料5

## 資料集 目次

【資料1】 ロードマップ・前回の審議等まとめ・今回の審議事項	・・・	1
【資料2】 教育大綱について	・・・	4
【資料3】 民間保育所、私立幼稚園に対する認定こども園への移行に関する意向調査の結果報告	・・・	5
【資料4】 評価検討ワーキンググループの報告及び西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価	・・・	7
【資料5】 西宮市子ども・子育て支援事業計画と西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）の一体的な計画（新プラン）について	・・・	15

## ロードマップ・前回の審議等まとめ・今回の審議事項

### ロードマップ

	平成 27 年度		平成 28 年度				
	第 12 回 8.25	第 13 回 1.29	第 14 回 H28.5	第 15 回 H28.7	第 16 回 H28.11	第 17 回 H29.1	第 18 回 H29.3
西宮市子ども・子育て支援事業計画（事業計画）と 西宮市次世代育成支援行動計画（次世代計画）の一体化							
基本理念・基本的な視点		○	●				
施策体系（基本目標）			○	●			
事業計画の任意記載事項			○	●			
アンケート調査の項目			○	●※1			
アンケート調査等から得た 市民ニーズ等の検討						○	●
計画に記載する事業等の決定※2				○	○	○	○
西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）の 評価		●					
西宮市子ども・子育て支援事業計画の評価方法 の検討・評価						●	

○＝審議、●＝審議終了（確定）

※1 アンケート調査の実施時期は、9月～10月を予定。

※2 計画に記載する事業等は、平成 28 年 7 月～平成 29 年 7 月にかけて審議する予定。

## 第12回西宮市子ども・子育て会議 審議等まとめ

### (1) 会長・副会長の選任について

互選により、会長に倉石委員、副会長に橋本委員（第1順位）、前田委員（第2順位）を選任した。

### (2) 西宮市子ども・子育て会議の概要及びこれまでの主な審議事項

事務局から子ども・子育て会議の概要とこれまでの主な審議事項について説明を受けた。

### (3) 今後の審議予定事項

事務局から今後の審議予定事項について説明を受けた。

### (4) 部会及びワーキンググループの設置と今後のスケジュール

事務局から、確認事務を審議する確認部会と西宮市次世代育成支援行動計画の評価及び西宮市子ども・子育て支援事業計画の評価方法の検討・評価を行うワーキンググループを設置する旨の説明を受け、会長が部会及びワーキンググループの構成委員、部会長・座長を指名した。

また、事務局から全体スケジュールについて説明を受けたところ、委員から次の意見が出された。

- ・これまでの審議の中で、今後の課題や大事にしていかなければならないことなどの意見が多く出された。委員の改選が行われ、新しいメンバーが多い中、今後審議していく上で、これまでの経緯や出された意見を踏まえて審議できる仕組みにしてほしい。

### (5) 報告事項

事務局から以下の事項について報告を受けた。

- ①子ども・子育て支援新制度の実施状況について
- ②子供の居場所づくり事業（新放課後事業プラン）について
- ③平成27年4月1日現在の保育所待機児童数について
- ④西宮市立こども未来センターの開設について

以上

## 第13回西宮市子ども・子育て会議 審議等事項

### 報告（1）教育大綱について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌し、教育の目標や施策の根本的な方針を定めた「教育大綱」を新たに策定することとなった。このことについて、概要及び進捗状況を事務局から報告する。

### 報告（2）西宮版総合戦略及び西宮版人口ビジョンについて

「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、本市人口の現状を分析し、中長期の将来展望を提示した人口ビジョンを踏まえ、平成31年度までの5か年の政策目標や具体的な施策を盛り込んだ西宮版総合戦略（素案）について事務局から報告する。

### 報告（3）民間保育所、私立幼稚園に対する認定こども園への移行に関する意向調査の結果報告

平成27年7月に実施した認定こども園への移行に関する意向調査結果について事務局から報告する。

### 議事（1）評価検討ワーキンググループの報告及び西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価

評価検討ワーキンググループの開催状況について、座長及び事務局からの報告を確認し、必要に応じて質疑応答・意見交換などを行う。

### 議事（2）西宮市子ども・子育て支援事業計画と西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）の一体的な計画（新プラン）について

平成29年度中の策定をめざす西宮市子ども・子育て支援事業計画と西宮市次世代育成支援行動計画の一体的な計画（新プラン）の基本理念や基本的な視点等について、事務局からの説明を受け質疑応答・意見交換を行う。

## 報告（１）教育大綱について

### 1. 根拠法

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（H27 年 4 月 1 日施行）

#### 総合教育会議：首長と教育委員会が対等な立場で協議及び調整を行う場

- ・「調整」・・・教育委員会の権限に属する事務について、予算の編成、私立学校、児童福祉、青少年健全育成など首長の権限に属する事務との調整を図ること
- ・「協議」・・・調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行う

#### 教育大綱：策定の目的…地域住民の意向のより一層の反映と、地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の推進を図ること。

記載事項は各地方公共団体の判断に委ねられている。主として、学校の耐震化・統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例提案等の**首長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針**が考えられる。

### 2. 総合教育会議の開催状況

- ① 5 月 13 日（水）議題「大綱について」
- ② 10 月 5 日（月）議題「大綱について」

### 3. 今後のスケジュール（予定）

- 1～2 月 所管事務報告（中間報告）
- 3 月議会…所管事務報告（素案を提示）
- 4 月 パブリックコメント実施
- 6 月議会…所管事務報告（確定の報告）

### 4. 作業の進捗状況

- ◆子供に関係する方々へのヒアリング（39 組 48 名）
- ◆これまでの教育理念の確認
- ◆市政報告・公聴会での「地域での子供の育ち」に関する参加者の意見集約

以上を踏まえて、素案を作成中

## 報告（２）西宮版総合戦略及び西宮版人口ビジョンについて

【配付資料 1】、【配付資料 2】をもとに事務局から説明。

## 報告（3）民間保育所、私立幼稚園に対する認定こども園への移行に関する 意向調査の結果報告

### 1. 調査の実施内容

平成 28 年 4 月入所・入園に向けた準備、予算案の策定等に資するため、民間保育所、私立幼稚園の認定こども園への移行の見込み等を把握する意向調査を実施。

#### 【調査対象・調査時期】

- ①民間保育所 37園（分園除く） 平成 27 年 7 月 9日～17日  
②私立幼稚園 38園（認定こども園除く） 平成 27 年 7 月 17日～27日

### 2. 調査結果

#### 1) 認定こども園への移行の意向

	民間保育所	私立幼稚園
①認定こども園に移行するつもりである	19園（51.4%）	4園（10.5%）
② // つもりはない	10園（27.0%）	2園（5.3%）
③未 定	8園（21.6%）	28園（73.6%）
④新制度の幼稚園に移行するつもりである	—	2園（5.3%）
⑤新制度の幼稚園もしくは認定こども園に移行するつもりである		2園（5.3%）
計	37園	38園

#### 2) 「①認定こども園に移行するつもりである」と回答した園の移行予定時期

	民間保育所	私立幼稚園
平成 28 年度から	5園	0園
平成 29 年度もしくは 30 年度	3園	2園
時期未定	11園	2園





## 議事（１）評価検討ワーキンググループの報告及び西宮市次世代育成支援行動 計画（後期計画）の評価

### 1. 開催状況

【第5回】 平成 27 年 10 月 29 日（木） 17 時 30 分～19 時 30 分

- 1) 次世代育成支援行動計画（後期計画）について  
次世代育成支援行動計画（後期計画）の概要について事務局から説明を受けた。
- 2) 評価方法について  
今年度は、事業計画との一体化の審議に向けて、当初の計画期間（平成 22 年度～平成 26 年度）である5か年度の取組について、基本目標単位で意見を述べ、次世代計画全体の評価・検証を行うこととなった。  
また、今後重点的に取り組むべき課題・事業等であるかを整理していくため、以下の視点により評価を行うことで共通認識を図った。
  - ①引き続き、重点的に取り組むべき課題である。【拡充】
  - ②課題内容に変化があり、取組方法を改めて検討するべき。【見直し】
  - ③取組の結果、概ね課題解決に至っている。【継続】
  - ④新たな課題が発生している。【新規】
- 3) 次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価  
基本目標 1 から 3 に位置付ける事業等の取組について事務局から説明を受け、評価を行った。

【第6回】 平成 27 年 11 月 30 日（月） 17 時 30 分～19 時 30 分

- 1) 第5回評価検討ワーキンググループのまとめについて  
第5回評価検討ワーキンググループの審議内容について確認した。
- 2) 次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価  
基本目標 4 から 6 に位置付ける事業等の取組について事務局から説明を受け、評価を行った。

## 2. 評価検討ワーキンググループにおける審議内容

### 【基本目標1 地域における子育てを支えるまちづくり】

#### 1) 概要

子育てについての悩みや精神的な不安、肉体的・経済的な負担などの軽減に向けた取組を子育て支援サービスの充実により各方面から進める。

また、世代間交流やふれあい事業等を通して人と人とのつながりが深まっていくよう、子育てサークルなど地域における自主的な活動を支援し、活性化を図るとともに、地域の子育てネットワークの構築をめざす。

西宮市次世代育成支援行動計画の計画体系	…	主な事業名
1章 子育て支援サービスの充実		
1節 子育て家庭への支援制度の充実	…	健やか赤ちゃん訪問事業、一時預かり事業
2節 子育てについての相談体制の充実	…	乳児健康相談、子育て総合センターにおける子育て相談
3節 子育て交流の場づくり	…	地域子育て支援拠点事業、父親の子育て参加の促進
4節 子育て支援の総合調整の取り組み	…	にしのみや子育てガイド、母子保健と子育て支援部門の連携
2章 子どもを健やかに育む環境づくり		
1節 子どもの遊び場・居場所づくり	…	公園等の整備の推進、放課後子供教室推進事業
2節 地域との協働で進める子育て支援の推進	…	子育てサークル支援事業、子育て地域サロンへの補助事業
3節 ふれあい・体験等を通じた育成活動の推進	…	ちきゅうとなかよしカード事業、こども野外活動体験事業
3章 経済的な支援の充実	…	乳幼児等・こども医療費助成、児童手当

#### 2) 評価検討WGで出された意見

- 1 子育て家庭が出向くという形態から「訪問型」、「個別型」のサービス提供が課題として挙げられていたが、健やか赤ちゃん訪問事業などでほぼ100%の面談率により、支援制度の充実は図られてきたのではないか。
- 2 子育てについての相談体制の充実では、アンケート結果で「子育てで困った時に相談できる相手がいる市民の割合」が増加していることから、相談支援施策が功を奏していると言えるのではないか。
- 3 この5か年で様々な事業を実施してきたが、平成21年度と平成25年度に行ったアンケート結果では、「子育てに関して不安や負担感等を感じている」割合はあまり減っていない。一方、「子育て支援で力を入れてほしいこと」では、一時預かりの充実など、依然としてニーズの高い事業があることから、アンケートの結果を踏まえて、課題を整理する必要がある。
- 4 子育てひろばについて、甲子園口周辺など、空白地域を中心に拡充する必要がある。できれば、中学校区に1つは整備し、それぞれに子育てコンシェルジュを配置する必要がある。

- 5 子育てひろばが主に 0 歳～2 歳を対象としているため、2 年保育（公立幼など）を希望する場合は 3 歳の行き場に困っている。年齢によって分かれて育つ場ではなく、一緒に育ち合えるような居場所づくりが必要である。
- 6 子育てひろばは、身近な場所で同じ年代の子供を持つ保護者と交流する中で、子育てを楽しみと思える体験ができる場所であるため、今後ももっと力を入れ、身近な場所にあるということを拡充の目標にして実施する必要がある。
- 7 利用者支援事業「子育てコンシェルジュ」の担い手について、地域の細かい情報を提供する観点から、周辺のこと分かる、もしくは地域に根ざした活動をされている人を採用するべきである。
- 8 家事や育児の援助を受けるサービスの利用要件について、祖父母等が他府県に居住している場合でなければ利用できないなど、要件を定めているものについては、要件緩和を検討する必要がある。
- 9 一時預かり事業について、事業の周知徹底が必要である。また、虐待防止の観点から、保護者が精神的にリフレッシュできる場として、地域偏在を解消し、身近に気軽に預けられるよう拡充していく必要がある。
- 10 各事業における“人材不足”の解消のため、類似事業間で連携・調整し、人材不足を解消する仕組みを検討する必要がある。また、インターネットなどで情報収集できない人に対して相談を受け、コーディネートするような仕組みも強化する必要がある。
- 11 小学生の居場所として、夏休み期間など子供が集える場づくりを検討する必要がある。
- 12 子供の遊び場である公園は、場所によってゴミや落書きが散見される。保護者のモラルを改善する施策の検討や、今後公園を維持・補修、整備を行う際に、安全対策・環境に配慮した対策が必要となる。
- 13 公園遊具の更新にあたって、ただ安全だからという大人目線で遊具を選ぶのではなく、子供目線や様々な視点で遊具選びを行う必要がある。

## 【基本目標2 母と子の健康を支えるまちづくり】

### 1) 概要

妊娠及び出産が希望に沿った形で安全に安心して行えるよう取組を進めるとともに、男女がともに協力して生み育てる意識を育む。

また、出産後の育児不安を軽減し、自信とゆとりを持ち安心して子育てができ、子どもが健やかに成長できるよう、母子保健事業をはじめ食育の推進や小児医療の充実などに努める。

西宮市次世代育成支援行動計画の計画体系	…	主な事業名
1章 子どもや母親の健康の確保		
1節 安心して妊娠・出産ができる環境づくり	…	妊婦健診費助成事業、マザークラス（母親学級）
2節 育児不安の解消や子どもと母親の健康確保	…	乳幼児健康診査、訪問指導（新生児、乳幼児対象）
2章 食育の推進		
1節 食生活に関する学習機会や情報の提供	…	離乳食講座・幼児食講座等、食育に関するイベントの開催
2節 子どもによる食事づくり等の体験学習の提供	…	学校における食農体験の取り組み
3章 思春期保健対策の充実	…	学校精神保健事業、思春期保健事業
4章 小児医療の充実	…	小児救急医療相談、西宮市応急診療所

### 2) 評価検討WGで出された意見

- 1 乳児相談の実施場所、対象年齢（現行は生後 13 か月まで）の拡充、離乳食講座の対象（現行は第1子のみ）を拡充すべきである。また移動児童館を活用して、保健師や栄養士が同行し、相談を受ける機会の提供や身長、体重を測定する機会の提供など連携し実施することで事業の拡充につながるのではないか。
- 2 乳幼児健診と保育所や幼稚園の連携を強化する必要がある。
- 3 食育における地産地消の考え方について、新しい計画に盛り込む、もしくは他の計画に関連付けるなどして実施していく必要がある。また、誰もが“見える”形で実施する必要がある。
- 4 離乳食講座について、一緒に食べる体験型の講座は非常に人気があり、保健福祉センターだけでなく、保育所や子育てひろばなど色々な場所で取組を進める必要がある。
- 5 「性教育指導の指針作成」や「性に関する相談医制度」について、望まない妊娠が子供の虐待などにつながっていることから、取組を進める必要がある。
- 6 喫煙、薬物、アルコールについての正しい教育を充実する必要がある。

## 【基本目標3 子育てと仕事の両立を支えるまちづくり】

### 1) 概要

男女がともに協力して子育てをしながら働くことができるよう、社会の就労環境の変化や多様な就労形態に配慮しつつ、保育サービスの充実を図る。

また、仕事と家庭生活の調和がとれるよう働き方の見直しを行う、いわゆる「ワーク・ライフ・バランス」の推進を企業等とともに進め、働きながら安心して子育てができる環境づくりに取り組む。

西宮市次世代育成支援行動計画の計画体系	…	主な事業名
1章 保育サービスの充実		
1節 保育所の待機児童解消	…	認可保育所の整備、新たな待機児童対策への取り組み
2節 多様な保育サービスの充実	…	延長保育、休日保育、病児・病後児保育、認定こども園
3節 保育サービスの質の向上	…	保育所職員の質の向上、苦情解決制度の充実
4節 留守家庭児童育成センターの充実	…	待機児童の解消、利用時間の延長
2章 仕事と生活の調和の実現		
1節 働きやすい環境づくりの推進	…	事業主に対する広報啓発、仕事と子育て両立への意識啓発
2節 子育て世代等への就労支援	…	スキルアップ事業、西宮若者サポートステーション事業

### 2) 評価検討WGで出された意見

- 1 保育所の需要は、今後もさらに高まる傾向であることから、重点課題として取り組む必要がある。  
また、0歳児～2歳児の過ごす場として、庭があって、きっちりとした給食が食べられるという認可保育所と同じような内容の保育所となるように充実させる必要がある。
- 2 保育の質が良ければ良いほど子供たちにとっては良いことである。西宮市としての財政的な限界もあるものの、質の向上のためにお金を使うことが非常に重要である。
- 3 以前に比べ、保育士の仕事内容が増加する中で、保育士の待遇も含めて保育の質の向上を検討する必要がある。保育士が生き生きと働き続けていけるような待遇を検討する必要がある。
- 4 留守家庭児童育成センターは学校敷地内にあるにも関わらず、学校の活動時間内と、育成センターの活動時間内では事故が起きた時の補償内容が異なる。法整備の問題もあると思うが、学校の活動時間内と同じ補償内容となるよう検討していく必要がある。
- 5 女性の産前・産後休暇、育児休暇取得率は高いが、男性の育児休暇の取得が進んでいない。今後、男性も育児休暇を取得しやすい環境づくりが必要である。
- 6 地域型保育事業の卒園児の保育など3歳児以降の保育所待機児童対策が全国的に課題となっている。  
西宮市は私立幼稚園の預かり保育が充実しているため、長期休業日の預かりや費用負担の問題もあるが、私立幼稚園の預かり保育を活用した対策が必要である。

## 【基本目標4 教育環境の充実と健全育成のまちづくり】

### 1) 概要

人間関係の希薄化や規範意識の低下する中で、次代を担う子どもたちが、いのちを大切に、人権を尊重する意識を高め、確かな学びを身につけるよう、学校教育と社会教育の連携を強化し、教育環境の充実に努める。また、家庭や地域の子育て力を高めるため、幅広い情報と学習機会の提供に努める。

西宮市次世代育成支援行動計画の計画体系	…	主な事業名
1章 次代の親の育成	…	ふれあい体験事業、児童館における異年齢交流事業
2章 子どもの生きる力の育成		
1節 確かな学力の向上	…	学校サポートにのみや[ささえ]、トライやる・ウィーク推進事業
2節 豊かな心と健やかな体の育成	…	市内学校体育大会の充実、人権に関する各種研修会の実施
3節 信頼される学校づくり	…	教育連携事業、学校評価
4節 教育環境の整備	…	情報教育の推進、小・中学校の整備
5節 幼児教育の充実	…	私立幼稚園就園奨励助成、幼稚園・保育所・小学校連携推進事業
6節 特別支援教育の充実	…	発達障害のある子どもへの教育支援体制づくり
3章 家庭や地域の教育力の向上		
1節 家庭教育への支援の充実	…	家庭教育振興事業、家庭教育講座
2節 地域社会における教育力の向上	…	P T Aの育成事業、公民館活動推進委員会事業

### 2) 評価検討WGで出された意見

- 1 「地域の子供は地域で育てる」という地域参画の学校づくりを進める中で、支援が必要な子供についても“地域の子供”であるという視点を含める必要がある。
- 2 西宮市幼稚園・保育所・小学校連携事業「つながり」について、公立幼稚園が減っていく中、また公立幼稚園のない地域もある中で、より一層、私立幼稚園との関わりを密接にして事業を推進していく必要がある。
- 3 「つながり」について、幼稚園、保育所の担当者は毎年変わるため、小学校に専任の担当者を置くなどして、より継続性のある内容の深い事業にしていく必要がある。
- 4 「つながり」でリーフレット、カリキュラムを作成し非常に良いものできたと感じている。今後は、高知県の取組事例のように、カリキュラムに支援の必要な子供への視点、引継ぎなどを加え、支援の必要な子供の「つながり」における支援の仕組みづくりを検討する必要がある。
- 5 支援が必要な子供が増える中、特別支援教育の充実が必要である。また、周囲を取り巻く保護者や子供に対しての啓蒙・啓発的な事業が必要である。

- 6 支援が必要な子供に対する学校での支援体制や支援内容については、特別支援コーディネーターの質の向上や特別教育支援員の配置などにより充実してきたと感じている。今後は、福祉サービスとの連携について充実を図っていく必要がある。
- 7 特別支援学級や特別支援学校など、進路の決定における保護者理解を深めるため、担当者の増員や、3、4歳頃から専門家の巡回支援を行うなど、人と時間をかける必要がある。  
また、保護者へ理解を求める際には学校と保護者の2者関係ではなく、福祉の専門家など第三者の立場の人を交えて行うなど福祉サービスとの連携も必要となる。
- 8 地域社会における教育力の向上として西宮市PTA協議会と連携した研修等が行われているが、西宮市PTA協議会に加盟していない私立幼稚園の保護者に対するアプローチも検討していく必要がある。
- 9 家庭教育の一貫として、私立幼稚園の各園で保護者への研修機会を持っているが、研修会等に参加していただけない保護者への対応が必要である。

## 【基本目標5 子育て家庭にやさしいまちづくり】

### 1) 概要

子どもや妊産婦、乳幼児連れの子育て家庭をはじめ、だれもが安全・安心・快適に暮らせるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた住まい・まちづくりの誘導、施設整備を進めるとともに、道路や公共交通機関のバリアフリー化などの推進に取り組む。

西宮市次世代育成支援行動計画の計画体系	…	主な事業名
1章 良好な住宅・住環境の整備	…	住情報の総合窓口の設置、簡易耐震診断推進事業
2章 安全で安心な移動空間の確保		
1節 安全な道路交通環境の整備	…	歩道改良事業（歩道段差解消等）、街路事業（電線類の地中化）
2節 安心して外出できる環境の整備	…	鉄道駅舎エレベーター等設置補助、福祉のまちづくりの推進

### 2) 評価検討WGで出された意見

- 1 「子育て家庭にやさしいまちづくり」としてハード面だけでなく、子育てにやさしいまちだと実感できるようなソフト面での充実を図っていく必要がある。
- 2 駅前の駐車場整備やロータリー整備など、車を使う子育て家庭にも配慮した駅前づくり・整備を検討する必要がある。



## 【基本目標6 子どもの権利と安全を守るまちづくり】

### 1) 概要

子どもの最善の利益が尊重されるように、虐待、いじめ、不登校などの解消に積極的に取り組むとともに、子どもを犯罪や事故等の被害から守るための安全対策を進める。さらに、子ども自身が自ら権利に対する意識を持ち、自らを守る力を養うことができるよう取組を進める。

また、障害児施策とりわけ発達障害や、ひとり親家庭への対応など、社会的養護を必要とするすべての子どもへの支援を行う。

西宮市次世代育成支援行動計画の計画体系	…	主な事業名
1章 子どもの権利擁護の推進		
1節 児童虐待防止への取り組み	…	要保護児童対策協議会、家庭児童相談事業
2節 ひとり親家庭等への支援	…	ひとり親相談、高等職業訓練促進給付金事業
3節 障害児施策の充実	…	わかば園の運営、児童発達支援、放課後等デイサービス
2章 子どもを取り巻く有害環境や課題解決への取り組み		
1節 課題を抱える子どもへの支援体制の整備	…	スクールカウンセラーの活用、スクーリングサポート事業
2節 有害環境対策の推進	…	街頭補導活動、情報モラル教育の推進
3章 子どもの安全の確保		
1節 子どもの交通安全の確保	…	交通安全教育等の推進、通学路安全確保事業
2節 子どもを犯罪等の被害から守るための取り組み	…	「安全マップ」の作成、防犯灯の整備促進
3節 被害に遭った子どもへの支援体制の充実	…	西宮こども家庭センターとの連携

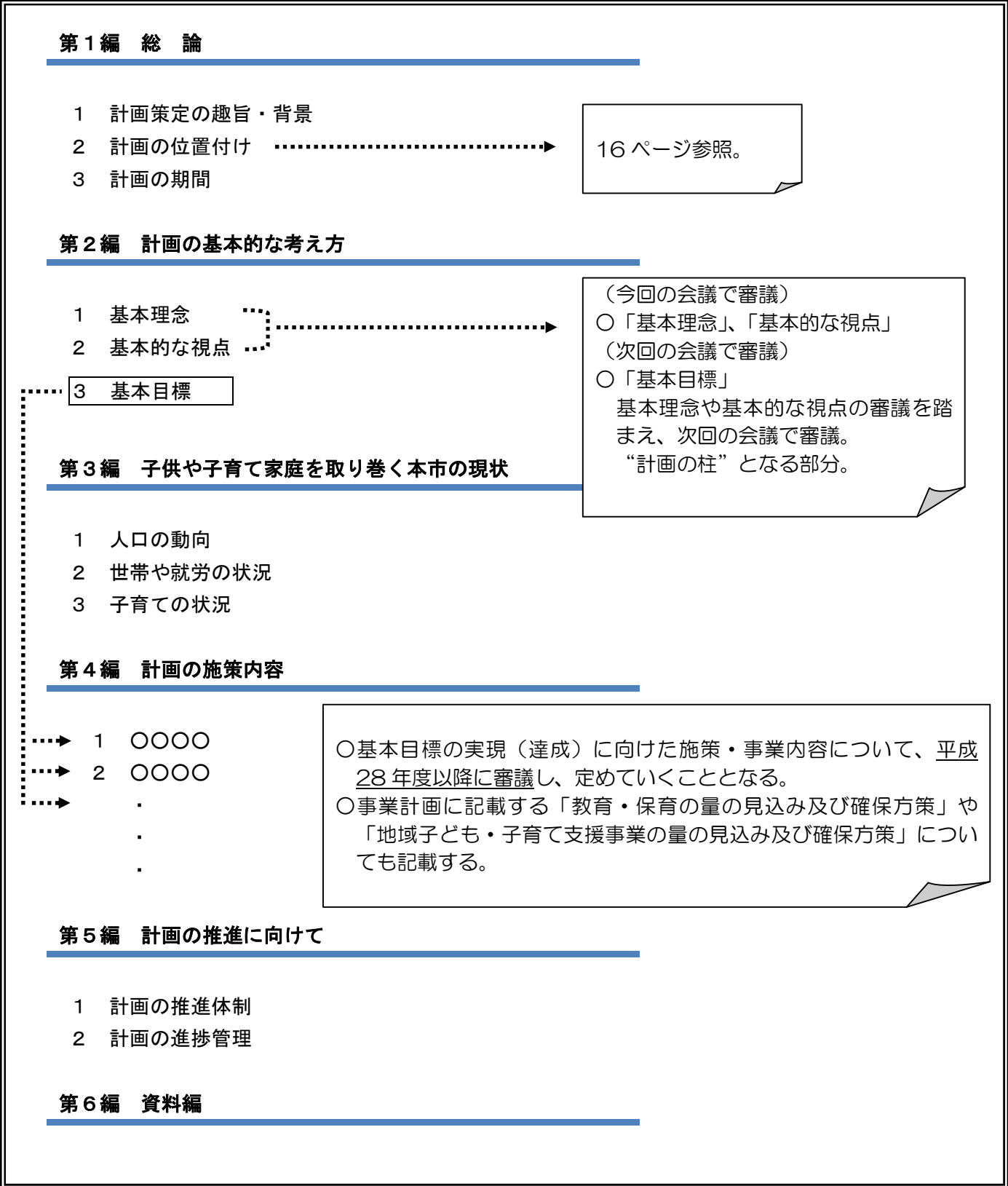
### 2) 評価検討WGで出された意見

- ❶ 誰にも、どこにも相談できず、内にもってしまおう人をフォローする仕組みを検討する必要がある。1歳6か月健診から3歳児健診までの空白期間をフォローする仕組みなども検討する必要がある。
- ❷ 子供の発達が気になる家庭を集めて行うペアレントトレーニングについて、非常に良い取組であるが、参加者数が少ないため、広く周知し、事業の拡充を図る必要がある。
- ❸ 10代の主な死因は自殺となっている。自殺防止に関する取組も進めていく必要がある。
- ❹ 全ての事業に共通して子育て支援に係る北部の供給体制が十分に整っていない。各種事業等の拡充にあたっては、地域性についても配慮する必要がある。
- ❺ 専門的な立場から心のケアを行う体制づくりは充実しているが、自ら相談できない保護者に向けて、相談窓口や事業などのさらなる周知が必要である。  
健やか赤ちゃん訪問事業の訪問時に様々な相談窓口や事業の案内を行うが、その後発達段階に応じて、情報提供・広報できる仕組みを考える必要がある。
- ❻ 子供の飛び出しや大人の信号無視などが見受けられる中、子供の交通安全の確保の観点から、親子で交通安全について理解を深める機会を提供していく必要がある。



# 議事（2）西宮市子ども・子育て支援事業計画と西宮市次世代育成支援行動計画 （後期計画）の一体的な計画（新プラン）について

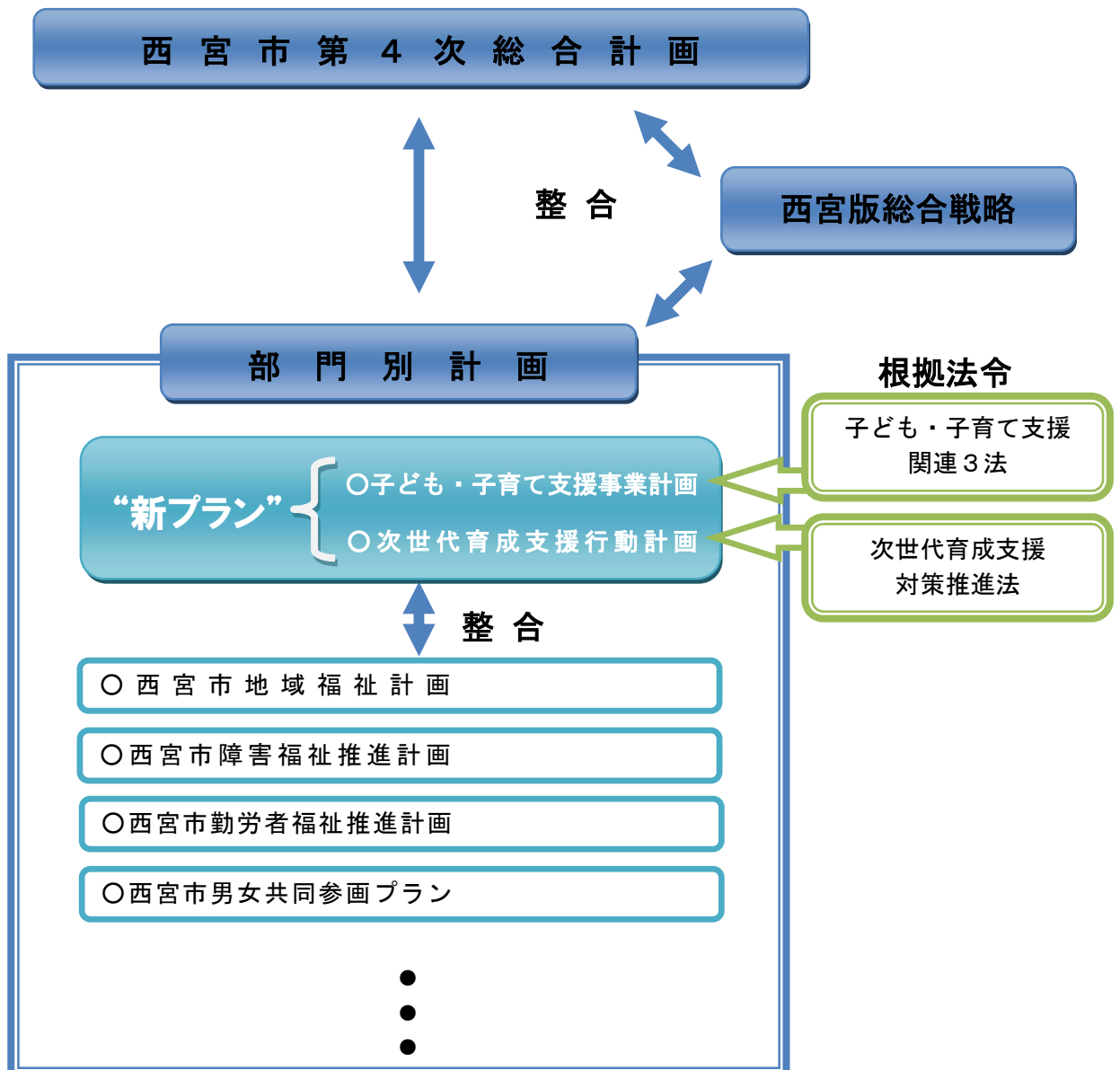
## 1. 構成（案）



## 2. 計画の位置付け

西宮市子ども・子育て支援事業計画（事業計画）と西宮市次世代育成行動計画（次世代計画）の一体的な計画（新プラン）の策定にあたっては、国の策定指針、本市の現状を踏まえるとともに、西宮市幼児期の教育・保育審議会での答申※1、これまでの西宮市子ども・子育て会議での意見、次世代計画の評価など、これまでの取組を継承したものとする。

また、本市の最上位計画である「西宮市第4次総合計画」※2の部門別計画とし、現在策定中の「西宮版総合戦略」、各部門別計画との整合を図ったものとする。



※1 「幼稚園と保育所、公立と私立、家庭と地域における子育ての役割について」等の6つの諮問項目について、平成22年7月から3か年にわたり審議を行った。

※2 本市の長期的なまちづくりの基本的方向と事業、施策を総合的、体系的に示し、市政の指針となる市の最上位計画（計画期間は平成21年度から平成30年度まで）。

### 3. 基本理念

本市では、平成 11 年に総合的な子育て環境の整備を目的とした「西宮市児童育成計画」を策定する際に、基本理念として「子どもが輝くまち・人にやさしいまち にしのみやへ ～子育てするなら 西宮～」を設定している。

さらに、児童育成計画を引継ぐ計画である次世代計画（前期：H17～H21、後期：H22～）や、平成 27 年 3 月に策定した事業計画（H27～）においても、西宮市児童育成計画の基本理念を踏襲し、子育て支援施策を推進してきた。

新プランについて、この基本理念のもと、全ての子供が健やかに成長できる社会の実現に向けた取組を進めていくこととする。

#### 基本理念

**子供が輝くまち・人にやさしいまち にしのみやへ  
～ 子育てするなら 西宮 ～**

子供や子育て世代の思いや意見を尊重するまち、子育て家庭を支えるまちは、子供の輝く笑顔につながります。わたしたちは、子供の笑顔があふれるよう、

“子供の笑顔がいきいきと輝くまち にしのみや”をめざします。

また、地域全体で子供を見守り、子育て家庭を支えあう心温かなまち、子育て家庭にやさしいまちは、高齢者や障害のある人などすべての人にとって暮らしやすいまちにつながります。あらゆる人がいきいきと輝けるよう、“すべての人にやさしいまち にしのみや”をめざします。

### 4. 基本的な視点

事業計画、次世代計画それぞれにおいて、基本理念を踏まえた基本的な視点を定めている。

事業計画では、次世代計画の基本的な視点をもとに、国の基本指針や西宮市子ども・子育て会議での意見を加え、“子供中心に考える”といった子供の視点に立った取組を進めていく観点で基本的な視点を定めた。

新プランの基本的な視点についてもこれまでの議論等を継承するものとする。

## 5. 新プランにおける基本的な視点（次世代計画と事業計画の基本的な視点等の対比）

西宮市次世代育成支援行動計画	事業計画の策定にあたって加筆・修正した点
	<p>①西宮市幼児期の教育・保育審議会での答申、子ども・子育て会議での意見を整理し、西宮の子供像を基本的な視点に追加。</p>
<p><b>【1】 ②子どもの幸せを第一に考えます</b>  <b>③次代を担うべき</b>子どもが自身の幸せを実感できるよう、子どもの幸せを第一に考えたまちづくりを進めます。          また、子どもが健やかに成長できるよう、子どもの権利や利益を尊重し、子どもの視点に立った取り組みを進めていきます。</p>	<p>②タイトルを「すべての子ども」に変更。          ③国の基本指針を踏まえ、「次代を担うべき」⇒「社会の希望であり、未来をつくる存在である」に変更。</p>
<p><b>【2】 子育てが楽しく思えるまちをめざします</b>  <b>④子育て世代を感じる</b>精神的な不安、肉体的・経済的な負担、子育てと仕事の両立の<b>⑤大変さ</b>など、<b>④結婚や子育て</b>を取り巻く不安や負担を理解した上で、<b>⑥それらの要因を取り除き、家庭を持つこと</b>、子育てをすることが楽しく思えるまちをめざします。  <b>⑦また、子どもの成長にふれる喜びを伝え、子育ての楽しさを実感できるまちづくり</b>を福祉、教育、保健、医療など幅広い分野で進めていきます。</p>	<p>④次世代計画では、これから結婚する人も支援対象としていたが、事業計画の対象範囲に合わせ、以下の箇所を変更。          「子育て世代を感じる」⇒「子育て家庭の」          「結婚や」⇒ 削除          ⑤国の基本指針に合わせ「孤立感」を追加。          ⑥子ども・子育て会議の意見を踏まえ、「それらの要因を取り除き、家庭を持つこと」⇒「子育て家庭を支え」          ⑦事業計画の対象範囲に合わせ、下線部を削除。</p>
<p><b>【3】 まち全体で子どもを育みます</b>  <b>⑧子育てについての第一義的な責任はその保護者に</b>あることを踏まえ、多様な家庭形態に配慮しつつ、子どもの成長をともに喜び、安心して子育てができる環境づくりをまち全体で協力しながら進めていきます。          また、まちを構成している家庭、地域、学校、企業、行政などがそれぞれの役割をしっかりと果たし、<b>⑨相互に補完</b>することにより、まち全体で子どもを育みます。</p>	<p>⑧国の基本指針や子ども・子育て会議の意見を踏まえ、「子育てについての第一義的な責任はその保護者にあることを踏まえ」⇒「保護者が子育てを第一義的に担うことを踏まえ」に変更。          ⑨国の基本指針に合わせ、「相互に補完」⇒「連携」に変更。</p>

西宮市子ども・子育て支援事業計画	新プラン（※「子ども」⇒「子供」に変更）
<p><b>【1】すべての子どもが健やかに成長する社会をめざします</b></p> <p>しっかりとした愛着形成がなされ、豊かな自然環境・文化的環境など周囲の環境と関わり合う中で、協調性・夢・希望を育み、出会いを喜び、感謝の気持ちを持って、主体的に生きていく力を培います。</p>	
<p><b>【2】すべての子どもの幸せを第一に考えます</b></p> <p>社会の希望であり、未来をつくる存在である子どもが自身の幸せを実感できるよう、すべての子どもの幸せを第一に考えたまちづくりを進めます。また、子どもの権利や利益を尊重し、個々の子どもの成長・発達に合わせた取り組みを進めていきます。</p>	
<p><b>【3】子育てが楽しく思えるまちをめざします</b></p> <p>子育て家庭の精神的な不安、肉体的・経済的な負担、子育てと仕事の両立の大変さ、孤立感など、子育てを取り巻く不安や負担を理解した上で、子育て家庭を支え、子育てをすることが楽しく思えるまちをめざします。</p>	
<p><b>【4】まち全体で子どもを育みます</b></p> <p>保護者が子育てを第一義的に担うことを踏まえ、多様な家庭形態に配慮しつつ、子どもの成長とともに喜び、安心して子育てができる環境づくりをまち全体で協力しながら進めていきます。</p> <p>また、まちを構成している家庭、地域、学校、企業、行政などがそれぞれの役割をしっかりと果たし、連携することにより、まち全体で子どもを育みます。</p>	

6. 次世代育成支援行動計画の策定指針（平成 26 年 11 月 28 日 内閣府、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）

項 目	内 容
(1) 地域における子育ての支援	ア 地域における子育ての支援
	イ 保育サービスの充実
	ウ 子育て支援のネットワークづくり
	エ 子どもの健全育成
	オ 地域における人材育成
	カ その他
(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	ア 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
	イ 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
	ウ 「食育」の推進
	エ 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり
	オ 小児医療の充実
(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	ア 次代の親の育成
	イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
	ウ 家庭や地域の教育力の向上
	エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

国の指針の改正ポイント
【修正】子ども・子育て支援事業計画に従って進める。
【修正】子ども・子育て支援事業計画に従って進める。
—
【追加】 「放課後子ども総合プラン」（留守家庭児童育成センターと放課後子供教室を一体的又は連携して実施する事業）の計画的な整備と平成31年度の目標事業量を設定に関する事。
【新規】 支援の担い手となる人材の確保のため、高齢者や育児経験豊かな主婦その他の地域人材を中心とした養成と、それらの人材の活用に関する事。
—
【追加】 ○妊娠・出産・育児期の環境整備の充実に関する事。 ○出産体験の振り返りの機会の提供や産後・育児期の支援の充実に関する事。
【追加】 ○十代自殺死亡率の減少に向けた、原因の早期解消・相談体制の充実に関する事。 ○思春期の子供の身体的・心理的状況の理解と行動の受け止めが出来る地域づくりに関する事。
—
【追加】 地域、学校、企業等が協調したネットワークを作り、親子を温かく見守る機運の醸成に関する事。
—
—
【追加】 ○子供が主体的に学習に取り組む態度などの確かな学力を身につけさせるため、教育内容・方法の一層の充実に関する事。 ○社会総がかりで子供たちを育む「地域とともにある学校づくり」の推進に関する事。
【追加】 ○親子の育ちを応援する学習機会の充実、養成した人材を活用した支援等のコミュニティの協働による家庭教育支援の強化に関する事。 ○課題を抱える家庭への訪問や相談対応などを学校及び福祉等と連携して行う仕組みづくりに関する事。
—

項 目	内 容
(4) 子育てを支援する生活環境の整備	ア 良質な住宅の確保
	イ 良好な居住環境の確保
	ウ 安全な道路交通環境の整備
	エ 安心して外出できる環境の整備
	オ 安全・安心まちづくりの推進等
(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進等	ア 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
	イ 仕事と子育ての両立のための基盤整備
(6) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進	
(7) 子どもの安全の確保	ア 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
	イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
	ウ 被害に遭った子どもの保護の推進
(8) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	ア 児童虐待防止対策の充実
	イ 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
	ウ 障害児施策の充実等



国の指針の改正ポイント
—
—
<p>【追加】</p> <p>○生活道路等において、歩道等の整備、車両速度を抑制するような物理的デバイスの設置等の対策に関すること。</p> <p>○妊婦等に配慮した道路上の駐停車場所の確保等に関すること。</p>
—
—
—
—
<p>【新規】</p> <p>住民の結婚や妊娠・出産に関する希望を実現するため、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進するため、地域の実情に応じたニーズに対応し、ライフステージの各段階に応じたきめ細かい支援に関すること。</p>
—
—
—
<p>【追加】</p> <p>○児童相談所の持っている相談対応や援助の技術等を提供すること等を通じた市町村の相談体制等の強化に関すること。</p> <p>○居住実態が把握できない家庭への実態の把握に関すること。</p> <p>○社会的養護施策との連携に関すること。</p>
<p>【追加】</p> <p>就業支援専門員の配置、ワンストップでの支援の提供に関すること。</p>
<p>【追加】</p> <p>○児童発達支援センター等による地域支援・専門的支援の強化や保育所等訪問支援の活用を通して地域の障害児等特別な支援が必要な子供とその家族等に対する支援の充実に関すること。</p> <p>○認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、特別支援学校等において、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等についての共通理解と保護者の障害受容及びその後の円滑な支援に関すること。</p> <p>○本人及び保護者と市町村、教育委員会、学校等とが、教育上必要な支援等についての合意形成に関すること。</p> <p>○地域型保育事業者、放課後児童健全育成事業を行う者等の障害児等特別な支援が必要な子供の受入れの推進に関すること。</p>

※1 各地域の実情に応じ、特定の項目のみを記載し作成することとしても差し支えないとされている。

※2 文言の修正（意味・意図が大きく変わらないもの）は改正ポイントから省略している。

さらに、「必要」から「重要」、「検討すべき」から「推進を図る」などの修正についても、改正ポイントから省略。

これらについては、今後、具体的な施策の議論をする際に検討する。

7. 子ども・子育て支援事業計画の策定指針（平成 26 年 7 月 2 日 内閣府告示第百五十九号）

子ども・子育て支援法に基づく基本指針 （計画作成指針）		西宮市子ども・子育て支援 事業計画での対応状況
必須記載事項	教育・保育提供区域の設定	西宮市子ども・子育て支援事業計画に盛り込み済み （計画 p.37～63）
	各年度（H27～H31）における教育・保育の量の見込み及び確保方策	
	各年度（H27～H31）における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	
	認定こども園の普及に係る基本的な考え方	西宮市子ども・子育て支援事業計画に盛り込み済み （計画 p.64～66）
	幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等	
	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割	
	質の高い教育・保育の提供	
認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携		
任意記載事項	市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等	西宮市子ども・子育て支援事業計画に盛り込み済み （計画 p.11～12）
	産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項	西宮市次世代育成支援行動計画との一体化の際に、検討することとした。
	児童虐待防止対策の充実に関する事項	
	母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進に関する事項	
	障害児施策の充実等に関する事項	
	労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	